

第2回 安来市水道事業運営審議会 議事録

日時 平成28年1月18日(月)
10:00～

場所 安来市中央交流センター
2階 第6会議室

1. 会議成立報告
2. 諮問
3. 市長挨拶
4. 会長挨拶
5. 議事
 - (1) 前回(第1回)質問事項に対する回答について
 - (2) 水道料金改定について
 - (3) その他

1. 会議成立報告

10名の出席となっており、「安来市水道事業運営審議会条例」第5条第2項の規定により本会成立。

2. 諮問

市長諮問

水道料金改定について(基本的考え方、改定率・水道料金低減、歳出抑制策)

3. 市長挨拶

安来市の水道料金は、平成9年以降、市町村合併を挟んで18年間改定を行わず、県下で2番目の安さを維持し、職員の削減、業務委託の推進、システム化等による事務事業の効率化などの努力によりまして上水道事業は健全経営を維持して参ったところですが、しかしながら、水道事業を取り巻く環境が大きく変化し、水道料金の改定は避けられない状況にございます。水道事業は市民の生活や活動に密接に結びついていることから、水道料金の見直しに当たりましては、特に配慮が必要であると考えておるところでございます。委員の皆様には、水道事業の健全経営のため、忌憚のないご意見を交わしていただき、慎重審議の上、答申を賜りますようよろしくお願いする次第でございます。

4. 議事

- (1) 前回(第1回)質問事項に対する回答について

事務局により説明(資料1)

(委員)

非常に丁寧な資料をいただきましたので、持ち帰りながら関係者とも協議させていただ

きたいと思います。

5. 議事

(1) 水道料金改定について

事務局により説明（資料 3）

（委員）

2 ページの平成 29 年度の措置というのがよく理解できないんですが。

（会長）

29 年度に（料金を）43%増額改定したらこうなりますというグラフです。後でまた（料金の）フラット化ということが出てきますけれども、その前段でこういう現状でありますよ。

（事務局）

29 年度以降赤字が 5 年間で 2 億 8,000 万円くらいになるという説明をさせていただきました。それを料金だけでまかなうと、143.6%の改定率で計算すると（2 ページのグラフについては）各口径ごとの料金がこのようになるということです。

（会長）

極端なことを言うと、一般家庭と比べると特に 40φくらい（の大口需用者）は 160.7%になる、企業の負担が大きくなっているということです。

それでは続きまして 3 ページの前段ですけれども、4 行目、算定期間が 29 年度から 33 年度までの 5 年間、改定日は平成 29 年の 4 月 1 日となっておりますけれども、これも事務局の案ということでございますので、審議会で押さえておかなければならないと思っております。算定期間が 5 年ということは、5 年後にもう 1 回見直しと解釈されていいと思います。算定期間というと大体 3 年から 5 年というのが大体のパターンのようでございます。事務局としては 5 年間、33 年度まで算定期間として設けたら、ということでございますが、審議会としては結論を出したいと思っております。よろしいですか。改定日は 29 年 4 月 1 日。ちょうど消費税もまた 10%に上がりますが、これは仕方がないんじゃないかと思っております。29 年 4 月 1 日に（上水道と簡易水道が）統合ということになりますので、これに合わせて改定するのが普通ではなかろうかと思っております。異議なしということであれば、このところは決定をさせていただきたいと思っております。

〈特に異論なし〉

（会長）

続きまして料金体系ですね、先ほどから表を使って説明がありましたけれども、料金体系をどのようにするかということで 2 つほどあったと思います。まずは口径加算の区分を 6 区分から 9 区分に増やすということです。（例えば）現在、（一番低い区分の）超過量が 9 ~15 m³ですけれども、これを細分化するということです。これはその際の金額で同じ料金であるのは不公平ではないかという意見もあるということで、これを細分化することが不公平感の解消に繋がるのではないかと思っております。より公平な料金ということを考え

てこういった案が出ているということです。この点についてどなたかご意見がございましたらお願いします。

(委員)

超過料金は例えば最初の9～11 m³、その次の12～14 m³となっておりますが、12 m³を超えた場合にいきなり改定の178円がかかるのか、それとも11 m³までは基本料金と超過料金があって(11 m³を)越えた分に対して178円がかかるのか。

(事務局)

超過料金の基本的な考え方ですけれども、まず一番最初に8 m³まで、これが基本料金内の水量、それで今現在のところ9～15 m³という枠が変わることによって9～11 m³までの3 m³につきまして@172円*3 m³、プラス15 m³まで使われていた場合は更に4 m³分、@182円*4 m³を加えたものという計算の仕方ですので、12～15 m³は一律178円という考え方ではございませんので。

(会長)

6区分で行っているところを9区分にしてもいいですよ、と事務局がここで示されておりますので、それは結構なことではないかと思えますけれども。皆様のご賛同を得られれば、これが全ての基礎になります。2から3パターン、4パターンの元になりますので。とりあえずその区分を6から9に細分化しようということによろしいですか？

〈特に異論なし〉

(会長)

次に料金体系ですけれども、大口需用者の引き上げを抑制するというパターン、これは1～4まで数値が上がっている訳ですけれども。一番分かり易いのは13ページの折れ線グラフですね。これだけ水道を使用される企業に多く負担してもらっているということがございます。多く使われる事業所に対しては料金を高くして、水道使用量を抑えているという政策的な考え方があったんですけれども、実際は今、水道の供給量も余裕がある。それから事業者にあまり過重な負担を求めていくと事業者の方も自家水源を開発したり、極端なことだと(水道料金が)安いところに事業所を移転した方がいいのではないかと、とか、他の市町村から企業を引っ張ってくる時に『安来は水道代が高いから』と敬遠されても困るとか、いろんなことがあっての話ではないかと思えます。使用料の均等ということはある程度個人と事業所は別個に水道料金を考えていかなければならないと思えます。現在のこういった状況を改善していったらどうかということで2～4の3つのパターンがありますが、これは今、ここで結論を出すという訳にはならないと思えます。これを決めてしまえば、大体水道の料金がいくらかがでてきます。ちょっとこれは宿題として先送りさせていただきたいと思えます。

(委員)

国の政策が(料金体系の)フラット化ということですので、改定案はフラットになっていますが、13・20φの使用者が8割方じゃないですか。(改定の)対象者が。そこも考えて

いかれないと、フラットということばかりではね。ちょっとまずいんではないかなと思います。確かに大企業さんはいいですけども、圧倒的に多いシェア（の人たちの料金）が上がるということは避けていただきたい。

（会長）

貴重な意見だと思います。（13・20φの）件数が多いですから。全国的に（料金体系が）フラット化の傾向があるということが事務局の頭にあるからこういう案が出てきているんですけども、必ずしもこの案でいかなければならないという訳ではないので。

（委員）

確認ですけども、今日のところでは6区分から9区分への変更だけは認めましょう、こういうことでいいですか。

（会長）

そうです。その他は次回、審議させていただきたいと思います。

次に減免制度の導入の項目に入らせていただきます。ご質問をお願いします。

（委員）

減免の導入の意図がよく分かりませんが、下水道（料金）を上げた時はこんなことはしてない。なぜ上水だけ。

（委員）

水道料金と下水道料金は連動するのか。ここでは下水道の話ではないですが、下水道の料金っていうのが上水の関係でまた変わるのか、同じなのか。

（事務局）

水道料金を改定して上がったとしても、下水道料金にそれが波及するということは全くないです。ただし、上水と下水は一緒に請求を行っていますので、それ（請求金額自体）は水道が上がりますと多くなります。下水道の方は上がってないですけど、上水道が上がりますので、そういった感じは持たれるのではないかと。

（委員）

減免は、申告制ですか。

（事務局）

この減免は全て申告制でさせていただくようにしていますので、所得証明といったものを予め取って申請に付けていただくということで。この所得金額の割り振り、段階は国保の減免の基準を基にしております。

（委員）

減免する意味があるんですか？生きていくために最低限のものと言っても、他のものも同じ事でインフラの部分で、じゃあ電気（料金）にそういう制度があるんですかっていう話で。（電気も水道も）同じ理屈でいかないといけない。

（委員）

島根県でされるのはすごい。わたしは横浜に親族が居るので聞きますと、（横浜市には

減免の制度が) あるそうです。都会の方だけの話かと思っていましてけれども。もしかしたら低所得者だけでなく障がい者、かなり高度な(障がいを持った)方も減免率があったので、その辺りの方まで組み込んだら凄いこと(対象数)になると思うんですけども。

(委員)

減免率が入ってないんですけども、どれくらい(の減免額)を想定されていますか。基本料金だけでしょ?従量料金はそのままでしょ。

(事務局)

基本料金が500円上がったというところで考えております。全体で1,000万円程度と見込みをしております。

(会長)

結論は次回に持ち越しさせていただきます。

次に料金の改定率の件でございます。改定率というのが今回の一番のポイントになるものだと思っておりますが、43%の引き上げということは市民の皆さんに受け入れられるのかということ考えた時に今、ここで言えるかということですね。我々審議委員の識見も問われるところではありますが、最終的には市長とか議会での判断で決定される訳ですが、どうしても審議会はどういう意見だとそこ(議会)に出てくる。私はこの43.6%は難しいのではないかと思っております。皆様の意見はいかがでございましょうか。このまま一律ということは考えられないということでもいいですか。

(委員)

消費税(率改定)と同じですからね。大変厳しいです。

(会長)

一般会計からの繰出金をどう設定されるということで改定率というか上げ幅が変わって来ると思います。16ページを見ていただきますと、こういったことで基準内の繰出金というのが殆どない。2,200万しかないということです。簡易水道であれば今まで基準内の繰出金1億円があった訳ですけども、これもなくなるということで、(平成29年4月以降も)これをそのまま繰出金として受けることが出来れば、27.3%の値上げで済むというようなことです。前回の説明にもありましたけれども、どうしても(簡易水道事業の)償却資産が企業会計に入ってくると、これをやらなければなりませんので(水道事業全体が)赤字になってくる。本当は簡易水道事業をこのまま継続させてもらえると一番いい訳ですけども、国の施策として簡易水道事業をなくすということになっているようでして、なかなか安来市だけ反対でやっていくということは出来ませんので。公営企業会計の中でやっていくということになれば減価償却も必ず経費として挙げなければいけません。このところも余りにも問題が大きすぎるので、今この時間で意見を集約するというようなことはいかがかと思しますので、また勉強していただきまして3回目・4回目(の審議会)でいろいろな意見をいただくということで今回につきましては終わりたいと思います。

最後、歳出の抑制策ですね。いろいろと事務局の方で考えておられると思います。平成16年に合併をしまして、広瀬・伯太のそれぞれの水道事業、簡水を含めた水道事業が一本化になったということですが、その時点で職員の定数減もされた訳ですけれども、更なる歳出の抑制策をやっていかなければならないということです。ここに書いてある内容、水道事業をやっていく上で事務局も相当踏み込んでいかなければならないと思っております。このことについて皆様方、質問等ございましたらお願いします。

(委員)

これは数字にならないものですか？抑制策でこういった効果を見込んでいるといっても、(具体的な)数字を出さなかったら人はなかなか説得力がない。具体的にいうと、この前説明のあった簡水(施設)に送水をかける訳でしょ？イニシャルでいくらかかるか、何年やったら元が取れますとか、1箇所でもいいからシュミレーションして行って理解してもらわないと。

(事務局) 施設の関係はイニシャルコストのシュミレーションをしております。

(委員)

水質のことが気になるんですが。水道事業が赤字になれば、当然老朽化した施設の改造をどうするかということになるんですが、当然水質も落ちるんじゃないですか？(古い施設を)どんどん使うってことは。だったら水質のこともアピールした方が、皆さん納得してもらえるんじゃないですか。

(委員)

国の繰出基準の見直しの見通しは全然立たない？(見直しがあるかどうか)それが分からないとなかなか議論もしにくいところがあつて。答申で43%(の値上げ)は仕方ないですよということにしたけれども、国の繰出基準が変わって、結果的に20%(の改定)で十分だったなんて話は絶対に有り得ない。

(事務局)

いろいろ(国に要望をしておりますけれども、基準がどうなるかというところがまだはつきり出てこない。

委員さんから水質の関係についても表に出した方がいいじゃないかというご提案をいただきましたので、その分についても次の回の資料を作るときに併せてお話が出来るようにしたいと思います。

(委員)

まず、上げ幅が高いんですけども、1回で一度に上げてしまうものなんですか？翌年からそのパーセンテージで行くんですけどよね？年次計画ということにはならないものですか。

(事務局)

次のところで、年次計画によりどうなるかシュミレーションしてまいります。

(会長)

心配しているのが簡易水道を統合することで、上水料金が上がっていかねばならな

いのか。言ってみれば今回の水道料金の値上げも簡水事業が入ってくることで行われる訳だから。簡易水道のために我々が負担を被らなければいけないのかといった声が出てくるのは宜しくない。